

令和8年2月24日から

印鑑登録の運用が



変わりました

印鑑登録証（赤い手帳）をお持ちの方でマイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアで印鑑登録証明書が取れるようになり、これまで必要だった“個人番号カードに印鑑登録をする手続き”が不要になりました。

これは名張市の住民情報システムが国の定める標準仕様に準拠したシステムに変更されたためです。

また、市役所窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は必ず印鑑登録証（赤い手帳）が必要となります。個人番号カードに印鑑登録をされた方は無料で印鑑登録証（赤い手帳）を交付（※1）します。

市役所窓口でマイナンバーカードを提示して印鑑登録証明書を取得できるのは令和9年3月31日までとなります。

※1 本人確認書類（免許証・マイナンバーカード）が必要です。